

アイルランドの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

アイルランド（アイルランド語では「Éire」（エーレ）、英語では「Ireland」）には、紀元前 3 世紀頃以来、ケルト系民族が住み着き、5 世紀にはキリスト教が伝来した。しかし、1169 年のノルマン人による侵攻以来、イングランドによる植民地化が始まった。アイルランドにいたケルト系住民の多くはカトリック信者であったため、プロテスタントの国教会を樹立していたイングランドからは様々な点で迫害・抑圧され（その典型は、17 世紀半ばのクロムウェルによる大虐殺）、ついに 1800 年の「連合法」により、1801 年 1 月 1 日に「グレートブリテン及びアイルランド連合王国」が成立した。これは、実質的には、アイルランドがグレートブリテンに併合されたことを意味した。その後 1829 年に、ダニエル・オコンネルに率いられたカトリック教徒が、議会への参政権を獲得した。1840 年代後半にはジャガイモの不作により「ジャガイモ飢饉」が発生したこと等から、多数のアイルランド人が米国に移住した。長い期間にわたる独立運動の結果、英愛条約により、アイルランドは南北に分割され、北部の 6 州を除き、南部の 26 州が「アイルランド自由国」という名の自治領として 1922 年に成立することとなった。しかし、さらなる独立を求める勢力と連合王国にとどまろうとする勢力の間で内戦が勃発した。1937 年にアイルランド憲法を制定し、1938 年にはイギリスもアイルランドの独立を承認し、1949 年に「アイルランド共和国」として独立を果たすことになった。独立後も、北部の 6 州の領有権をめぐり、北アイルランド紛争が長く続いたが、1998 年の「ベルファスト合意」（聖金曜日協定）に基づき、アイルランドは北部の 6 州の領有権を放棄した²。

アイルランドは、地理的に隣接するイギリスとの関係が深いのが、それは、長い期間における植民地化という苦難の歴史であった。植民地化の影響により、アイルランド語が次第に廃れて英語が普及していった。現在、アイルランド憲法においては、第一公用語がアイルランド語、第二公用語が英語とされている（8 条）が、アイルランドの大部分の地域で実際に日常的に話されているのは、英語である。もっとも、義務教育ではアイルランド語が必修科目となっており、アイルランド語の復活に向けた努力が行われている。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿では、イギリスの一部である「北アイルランド」の法制度は、検討対象から除くこととする。

多くのアイルランド人が米国に移住したことにより、米国との結びつきは非常に強いものがある。現在、アイルランド系米国人は約 3,600 万人（米国の総人口の約 12%）いると言われており、米国の政財界にもアイルランド系米国人は数多い（例えば、ジョン・F・ケネディ元大統領、ロナルド・レーガン元大統領、ビル・クリントン元大統領、バラク・オバマ現大統領³⁾）。

アイルランドは、一時期、国家財政の危機に瀕していたが、1990年代に「アイルランドの奇跡」と呼ばれる経済復興を成し遂げ、「ケルトの虎」と呼ばれた。その背景には、外資の導入、とくに米国の多国籍企業が、「ヨーロッパの玄関口」としてアイルランドに欧州拠点としての現地法人を設立したこと等があった。アイルランドでは英語が公用語の1つであること、アイルランドの外資優遇政策や低い法人税率等の事情が、米国等の外国企業の直接投資を促したと言われている⁴⁾。2008年のリーマンショック以降は、アイルランド経済は再び大きな困難に直面しているが、EU及びIMFの支援を受けて国家財政の立て直しに取り組んでいる。

II 憲法

表1：アイルランド憲法の主な体系（2012年6月27日現在）⁵⁾

国民		第1条～第3条
国家		第4条～第11条
大統領		第12条～第14条
国民議会	組織及び権限	第15条
	下院	第16条～第17条
	上院	第18条～第19条
	立法	第20条
	金銭法案	第21条～第22条
	法律案の審議期間	第23条～第24条
	法律の署名及び公布	第25条

³⁾ ちなみに、姓の最初に付く「Mac」や「Mc」という接頭語はアイルランド語で「～の息子」を意味し（例えば「MacArthur」は、アーサーの息子）、「O」という接頭語はアイルランド語で「～の孫」を意味する（例えば「O'Brien」は、ブライアンの孫）。これらの接頭語が付く姓は、アイルランド人に多い。

⁴⁾ コモン・ローという法制度の類似性も、米国企業のアイルランド進出の間接的要因の1つといえるのではなかろうか。

⁵⁾ 表の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、元山健著「各国憲法集(2) アイルランド憲法」（国立国会図書館 調査及び立法考査局、2012年3月）等を参照した。なお、アイルランド憲法（2012年6月27日の第30次改正を反映したもの）は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constitution.ie/Documents/Bhunreacht_na_hEireann_web.pdf

		最高裁判所への法律案の付託	第 26 条
		人民への法律案の付託	第 27 条
政府			第 28 条
地方政府			第 28A 条
国際関係			第 29 条
法務長官			第 30 条
国家評議会			第 31 条～第 32 条
会計検査院長			第 33 条
裁判所			第 34 条～第 37 条
刑事裁判			第 38 条～第 39 条
基本権	個人の権利		第 40 条
	家族		第 41 条
	教育		第 42 条
	私有財産		第 43 条
	宗教		第 44 条
社会政策の指導原則			第 45 条
憲法改正			第 46 条
国民投票			第 47 条
アイルランド自由国憲法の廃止及び法律の継続			第 48 条～第 50 条

アイルランド憲法（アイルランド語では「Bunreacht na hÉireann」、英語では「Constitution of Ireland」）は、1937年7月1日に国民投票により採択され、同年12月29日に施行された。憲法はアイルランド語と英語の2言語で記載されている。両言語版で齟齬がある場合は、アイルランド語版が優先される。

1 統治機構

アイルランドの大統領（アイルランド語では「Uachtarán na hÉireann」、英語では「President of Ireland」）は、国家元首であり、基本的には儀礼的な役割が予定されているが、一部の重要な権限も与えられている。大統領は、国民の直接投票により選出される（12条2.1項）。大統領候補者となるためには、35歳以上であり、かつ、①下院議員若しくは上院議員20名以上の推薦、又は②4つ以上の行政州（特別市を含む）の参事会のいずれかによる指名を受けなければならない（12条4.2項）。但し、過去に大統領となったことがある者は、自薦によることができる（12条4.4項）。大統領の任期は7年であり（12条3.1項）、2期まで在職することが認められている（12条3.2項）。大統領は、国防軍の最高指揮権を有する（13条4項）が、政府の助言により権限を行使する。大統領は、国家評議会に諮問

した上で、法案の合憲性につき最高裁判所の判断を求めることができ（26条 1.1項）、もし違憲であるとの判断であった場合、法案への署名を拒否しなければならない（26条 3.1項）。また、大統領は、絶対的裁量に基づき、下院での過半数の支持を失った首相の助言に基づく下院の解散を拒否することができる（13条 2.2項）。

アイルランドの立法機関は、議会である（アイルランド語では「Oireachtas」（ウラクタス）、英語では「National Parliament」）である。二院制が採られており、下院であるアイルランド代議員（アイルランド語では「Dáil Éireann」（ドイル・エアラン）、英語では「House of Representatives of Ireland」）と、上院であるアイルランド元老院（アイルランド語では「Seanad Éireann」（シャナズ・エアラン）、英語では「Senate of Ireland」）とで構成されている。法案が成立するためには、両院の賛成及び大統領による署名が必要である（13条 3.1項）。直接選挙で議員が選出される下院に、上院よりも優越した各種の権限が付与されており、下院は自らの意思で法案を成立させることができ、上院は、せいぜい審議を遅らせることしかできない。

アイルランドの行政機関は、政府である。政府は、下院に対して責任を負う（28条 4.1項）。政府の長たる首相はティーショク（Taoiseach）、副首相はトーニシュタ（Tánaiste）と呼ばれている。首相は下院の指名に基づき、大統領によって任命される（13条 1.1項）。残りの閣僚は、議会の承認を得た上で首相により指名され、大統領によって任命される（13条 1.2項）。首相は、法律及び法的意見に関する事項についての政府顧問である法務長官（アイルランド語では「Ard-Aighne」、英語では「Attorney general」）を指名し、大統領が任命する（30条 2項）。首相は、下院に対して責任を有し、下院において不信任案が可決された場合には、辞任するか、あるいは下院を解散するように大統領に要請しなければならない（28条 10項）。

アイルランドの司法機関は、裁判所である。アイルランドの裁判所は、第一審裁判所と終審上訴裁判所から構成される（憲法 34条 2項）。第一審裁判所には高等法院が含まれ（同条 3.1項）、終審上訴裁判所は、最高裁判所（アイルランド語では「Cúirt Uachtarach」、英語では「Supreme Court」）のことである（同条 4.1項）。最高裁判所、高等法院その他の裁判所の裁判官は、大統領が任命する（35条 1項）。

最高裁判所は、高等法院、刑事控訴院及び軍法会議上訴裁判所からの上訴につき管轄権を有する（34条 4.3項）。最高裁判所は、高等法院とともに、議会の制定した法律に対する違憲立法審査権を有する（34条 3.2項）。

2 人権

憲法 40条以降に各種の人権が規定されているが、憲法上保障される人権は、憲法に明文規定があるものに限られているわけではない。むしろ、「キリスト教的民主的國家の本質に由来する、憲法に記されていない市民の個人権が多く存在する」と考えられており、その

ような個人権の例として、プライバシーの権利、自然死により死ぬ権利等が挙げられる⁶。

もともとは、憲法により、離婚が禁止されていたが、1996年6月17日の第15次改正により、離婚及び再婚が可能となった(41条3.3項)。離婚の要件は、①4年間の別居、②和解の見込みが無いこと、③子どものための適切な用意がされていることである。

アイルランドの憲法は、基本的に、信教の自由を認めている(44条2.1項)。しかし、例えば、「国は、公の信仰の誓いが全能の神に捧げられるべきものであることを承認する。国は、神の御名を崇敬し、かつ、宗教を尊重し、及びこれに敬意を払わなければならない。」

(44条1項)と明文で規定されていることにみられるように、憲法の至る所に、キリスト教への称賛が散りばめられていることには、日本国憲法に慣れ親しんだ筆者の目から見ると、大きな驚きを感じる。

裁判所は、当初、憲法40条3項が妊娠中絶を禁止していると解釈していたが、その後、母親が自殺するおそれがある場合には、妊娠中絶を認めなければならないと判示した。さらに、最近の動きとして、妊婦の生命が危険にさらされている場合又は妊婦が自殺するおそれがある場合には、妊娠中絶を認めるという法案が議会を通過した。これは、2012年に、アイルランドに住むインド出身の女性が、流産しかかっており強い痛みを訴えたにもかかわらず、中絶手術を拒まれたため、敗血症で亡くなった事件がアイルランドで大論争となり、法改正のきっかけとなったものである。なお、40条3項によれば、外国への移動の自由、及び外国で利用できるサービスを知る権利も認められているところ、中絶手術を希望する多くのアイルランド女性が、実際にイングランドに行って中絶手術を受けていると言われている。

なお、2002年3月27日の憲法の第21次改正により、死刑が廃止された(第15条5.2項)。

3 憲法改正

アイルランド憲法の改正手続については、46条に規定がある。同条によると、憲法を改正するためには、以下の順序で手続が進んでいく。①「憲法を改正するための法律」という名の憲法改正提案が、下院に提出される。②国民議会の両院で可決され又は可決とみなされる。③国民投票(レファレンダム)に付され、投票の過半数の賛成を得る。④大統領により署名され公布される。アイルランド憲法は改正が多く、2012年6月27日には第30次改正が行われた。

4 法令及び判決例

前述したとおり、アイルランドは、約800年に及ぶイングランドによる植民地化の影響により、アイルランドでも、古来の慣習を重視するコモン・ローによる裁判や先例拘束性の

⁶ 前掲・元山7頁。

原則が根付くようになった。その結果、アイルランドの法体系は、イギリスの法体系の影響を強く受け、今日においても、イギリス法の判例集に掲載された判例が、アイルランドにおいて、説得的な権威性のあるものとして引用されることが少なからずある。

しかし、アイルランドの法制度の特徴的な点として、コモン・ローや先例拘束性の原則と同時に、成文憲法及び議会が制定した法律等も、法制度の重要な構成部分となっていることを指摘できる。

憲法上、国民議会が唯一かつ独占的な立法機関であるはずであるが、アイルランドでは、1947年行政委任立法法（Statutory Instruments Act 1947）において、委任立法ないし第二次立法の主要な形式である行政委任立法（法律により授権された権能の行使により発される命令、規則、準則等）を制定することが認められている。

5 欧州連合（EU）の影響

アイルランドは、1973年にECの正式メンバーとなって以来、国連・EU外交を重視している（ちなみに、アイルランドは中立政策をとっており、NATOには加盟していないが「平和のためのパートナーシップ」には加盟している）。

EU新基本条約（リスボン条約）につき、2008年6月の国民投票では批准が否決された⁷が、2009年10月の再投票により批准が承認された。

アイルランド憲法は、EUとの関係を含む国際関係について、詳細な規定を置いている（29条）。例えば、いかなる国際協定も、国民議会により決定されなければ、国内法の一部とはならないと規定されている（同条6項）。

III 民法

アイルランドは約800年にわたりイギリスの支配を受けたことから、民法の分野でも、長い年月をかけてイギリス法の圧倒的な影響を受けてきた。とはいえ、それ以前のアイルランドには「Brehon law」と呼ばれる固有法が存在し、独自の伝統を有していたことにも留意する必要がある。

アイルランドの民法（契約法、不法行為法、不動産法等）とイギリスの民法は完全には同じではないものの、かなり類似性が高いため、本稿では説明を省略する。なお、イギリスの民法の概要については、本連載の第3回を参照されたい。

⁷ その背景には、①もしリスボン条約を批准すると、アイルランドの経済成長の原動力となった外資優遇政策や低い法人税率等の政策をとることができなくなり、アイルランドの経済成長がストップしてしまうのではないかと考えられたこと、及び②リスボン条約を批准すると、人口の多い大国が主導権を握るようになり、アイルランドの中立政策を維持することが難しくなるのではないかと考えられたこと等にあるようである。

IV 会社法

アイルランドにおける事業運営の形態としては、会社のほかに、個人事業、パートナーシップ等もあるが、その中でも会社は最も重要なものである。会社は、無限責任会社と有限責任会社に分けられ、また、有限責任会社は公開会社と非公開会社に分けられる。

外国企業がアイルランドに会社を設立する場合、非公開有限責任会社又は公開有限責任会社等の形態が利用されることが多い。

非公開有限責任会社と公開有限責任会社とはいずれも、社員の責任が出資した株式の金額に限定されるが、非公開有限責任会社の場合、公開有限責任会社に課される一定の義務が生じないという違いがある。非公開有限責任会社の場合、株主は1名でもよく、最低資本金は1ユーロであり、事業権利証明書を受ける必要がないため会社登記を経て事業を開始するまで5営業日程度しかかからない点で、メリットが大きい。公開有限責任会社の場合、株主は7名以上でなければならず、事業権利証明書を受けるまでに約3週間を要する。

表2：アイルランドで設立が認められている主な会社

種類	会社名称に含めるべき語・略称（アイルランド語／英語）
非公開有限責任会社	Teoranta (Teo)／Limited (Ltd.)
公開有限責任会社	Cuideachta phoibli teoranta (C.p.t.) ／Public limited company (P.l.c.)

近時、多くの外国企業がアイルランドに現地法人を設立するようになっているが、その多くはアイルランド政府の用意する優遇措置や低い法人税率⁸の適用を受けることを目的とするものと言われている（上記のことを利用しつつさらに複雑なスキームをとるものとして、例えば、米国の大手IT企業（例えば、Google社）が採用している「ダブル・アイリッシュ、ダッチ・サンドイッチ」（2つのアイルランド法人を設立し、これら2社の間にオランダ法人を介在させること）と呼ばれる節税スキームがある）。

V 民事訴訟法

アイルランドの裁判所には、上位裁判所（最高裁判所と高等法院）と下位裁判所（巡回裁判所や地方裁判所等）という区別がある。上位裁判所は違憲立法審査権を有するが、下位裁判所はこれを有しない。

地方裁判所は、アイルランドの裁判所組織の中で最も下位に位置付けられる裁判所であり、請求額が比較的小さい事件等を管轄する。巡回裁判所は、地方裁判所よりも請求額が大

⁸ アイルランドにおける法人税は、事業所得につき12.5%、非事業所得につき25%に固定されている。

きい事件等を管轄する。巡回裁判所は、地方裁判所からの上訴事件を管轄する。巡回裁判所の判決に対する上訴については、高等法院が管轄する。高等法院の第一審管轄権については、とくに制限はない。民事事件においては、陪審審理が行われる機会は限られている⁹。

アイルランドの弁護士は、法廷弁護士（アイルランド語では「abhcóidí」、英語では「barrister」）と事務弁護士（アイルランド語では「aturnaethe」、英語では「solicitor」）に分けられる。基本的には、独立前のイギリスの制度を引き継いでいる面が大きい。事務弁護士は、依頼者の代理人として、書面の作成、裁判所への申立て、訴訟の追行等を行うのに対し、法廷弁護士は、事務弁護士から依頼を受け、法廷で弁論を行うのが本来の職務である。しかし、近時は、両者の権限の区別が曖昧になってきている。

VI 刑事法

地方裁判所は、略式起訴に基づく軽微な犯罪等について管轄する。巡回裁判所は、地方裁判所が訴追の決定をした正式起訴状に基づく裁判（故殺、強盗等の比較的重い犯罪の事件）を管轄する。巡回裁判所は、地方裁判所からの上訴事件を管轄する。巡回裁判所の判決に対する上訴については、刑事控訴院が管轄する。高等法院は、一定の重大な犯罪（例えば、反逆罪、謀殺等）の刑事事件につき管轄し、「中央刑事裁判所」として審理を行う。その他、一定の破壊活動に関する犯罪事件を管轄する「特別刑事裁判所」もある。刑事控訴院は、中央刑事裁判所（高等法院）、巡回裁判所、特別刑事裁判所からの上訴事件を管轄する¹⁰。

略式裁判等の一部の例外を除いて、基本的には陪審裁判が行われる。陪審は12名選ばれ、原則として全員一致で評決を行うが、1984年刑事裁判法により、10対2の多数決が認められるようになった¹¹。

VII 参考資料

以上、アイルランド法の概要を簡単に紹介してきたが、アイルランド法については、イギリス法等と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

アイルランド法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Irish Law」というウェブサイト等が参考になる¹²。アイルランドの法令の調査は、当該ウェブサイトの中の「Guide to Irish Law」というウェブページで可能であり¹³、

⁹ 小野新著「アイルランドの裁判所と法律家」（『専修大学法学研究所紀要 25 公法の諸問題V』（専修大学法学研究所編集、2000年3月20日発行）所収）7～18頁。

¹⁰ 前掲・小野 10～頁。

¹¹ 前掲・元山 9～10頁。

¹² <http://www.ucc.ie/law/irishlaw/index.shtml>

¹³ <http://www.ucc.ie/law/irishlaw/guide/>

情報は基本的に英語により提供されている。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.41 No.8』（国際商事法研究所、2013年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第11回 アイルランド」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。